

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）
<p>○大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の拡大防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに景観の保全その他の地域環境との調和を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、同条第3項第1項に規定する太陽光をエネルギー源とするものをいう。</p> <p>(2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を設置し、発電を行う事業（これに附帯する樹木の伐採、伐根、盛土、切土等の造成を含む。）をいう。</p> <p>(3) 事業区域 太陽光発電事業を行うための一団の土地（一体として使用されていると認められる土地を含む。）をいう。</p> <p>(4) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。</p> <p>(5) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有</p>	<p>○大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、(大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例令和4年条例第●号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。</p>	<p>○太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関するガイドライン</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 このガイドラインは、本市の区域内に設置される太陽光発電設備について、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心を確保するために事業者が配慮すべき事項を示すことにより、太陽光発電設備の設置に係る法令上の規制が適用されない場合であっても、地域住民との合意形成に基づいた事業者による自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促すことを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するための設備（土地に自立して設置するものに限る。）及びこれに附属する設備をいう。</p> <p>(2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業（これに附帯する樹木の伐採、盛土、切土等の造成を含む。）をいう。</p> <p>(3) 事業者 太陽光発電設備設置事業を実施し、又は実施しようとする個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(4) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行うための一団の土地（一体として使用されていると認め</p>

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）
<p>者、占有者又は管理者をいう。</p> <p>(6) 営農型太陽光発電設備 農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する目的で設置する設備をいう。</p> <p>(適用を受ける太陽光発電事業)</p> <p>第3条 この条例の規定は、市内に設置される全ての事業用の太陽光発電事業を対象とする。ただし、建築基準法第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するもの及び自己の居住の用に供する住宅の敷地内に設置するものを除く。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、関係法令等及びこの条例を遵守し、災害の拡大防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心に十分配慮するほか、地域住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、太陽光発電事業に関連する事故等が発生しないよう適切な安全対策を講ずるとともに、事故等が発生した場合は、速やかに対処できるよう十分な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、太陽光発電事業に関して地域住民から苦情等があったときは、地域住民の理解を得られるよう、できる限りこれに対応するよう努めなければならない。</p>		<p>られる土地を含む。)をいう。</p> <p>(対象)</p> <p>第3条 このガイドラインは、事業区域内の太陽光発電設備の出力の合計が20キロワット以上又は事業区域の面積が600平方メートル以上の太陽光発電設備設置事業を対象とする。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、このガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、関係法令等及びこのガイドラインを遵守し、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心に十分配慮するほか、地域住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、太陽光発電設備設置事業に関連する事故等が発生しないよう適切な安全対策を講ずるとともに、事故等が発生した場合は、速やかに対処できるよう十分な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、太陽光発電設備設置事業に関して地域住民から苦情等があったときは、地域住民の理解を得られるよう、できる限りこれに対応するよう努めなければならない。</p>

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）
<p>4 事業者は、太陽光発電事業を廃止し、太陽光発電設備が不要となったときは、事業区域の原状回復に努めなければならない。</p> <p>（市による区域の指定等）</p> <p>第6条 市長は、原則として設置を行わない区域として、別表第1に掲げるとおり定める。</p> <p>2 事業者は、前項に規定する区域に太陽光発電設備を設置しないものとする。ただし、当該区域に係る関係法令等において設置の許認可等を受けた場合にあっては、この限りでない。</p> <p>第7条 市長は、設置を抑制する区域として、別表第2に掲げるとおり定める。</p> <p>2 市長は、事業者に対し前項に規定する区域を事業区域に含めないよう求めることができる。</p> <p>第8条 市長は、慎重な検討と配慮が必要な区域として、別表3に掲げるとおり定める。</p> <p>2 市長は、前項に規定する区域を事業区域とする場合にあっては、事業者に対し関係法令等を遵守するとともに、関係機関と調整を行うことを求めるものとする。</p> <p>（事前協議等）</p> <p>第9条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、当該事業に着手する日の60日前までに市長と事前協議しなければならない。</p>	<p>（事前協議等）</p> <p>第3条 条例第9条第1項の規定による事前協議は、事前協議申出書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書（別記第2号様式）</p> <p>(2) 地域住民等説明会報告書（別記第3号様式）</p>	<p>4 事業者は、太陽光発電設備設置事業を廃止し、太陽光発電設備が不要となったときは、事業区域の現状回復に努めなければならない。</p> <p>（事前協議）</p> <p>第6条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該事業に着手する日の60日前までに事前協議申出書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長と協議するものとする。</p> <p>(1) 事業計画書（別記第2号様式）</p> <p>(2) 地域住民等説明会報告書（別記第3号様式）</p>

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）
<p>2 事業者は、前項の規定より市長と事前協議した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長と変更協議しなければならない。</p> <p>3 市長は、前各項の協議が終了したときは、当該事業者へ通知するものとする。</p> <p>（説明会の開催）</p> <p>第10条 事業者は、前条第1項の規定による事前協議をする前に、規則で定める事項について、次の各号に掲げる事業区域の地域住民等に対し説明会を開催しなければならない。</p> <p>(1) 事業区域との敷地境界からおおむね50メートル以内の居住者</p> <p>(2) 事業区域に隣接する土地の所有者</p> <p>2 事業者は、前条第2項の規定による事前協議内容の変更協議をする前に、当該変更に係る事項について、前項各号に掲げる事業区域の地域住民等に対し説明会を開催しなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。</p>	<p>(3) 地域住民等説明会資料</p> <p>(4) 排水施設流量計算書</p> <p>(5) 太陽光発電設備設置事業の実施に当たり関係法令等による許認可等を受けているときは、その許可書等の写し</p> <p>(6) 別表第1に掲げる図書</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 条例第9条第2項の規定による事前協議内容の変更は、事前協議変更申出書（別記第4号様式）に前項各号に掲げる図書のうち変更の内容を明らかにするものを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>3 条例第9条第3項の規定による通知は、事前（変更）協議終了通知書（別記第5号様式）により行うものとする。</p> <p>（説明会の周知事項）</p> <p>第4条 条例第10条第1項の規則で定める事項については、別表第2に掲げるとおりとする。</p>	<p>(3) 太陽光発電設備設置事業の実施に当たり法令等による許認可等を受けているときは、その許可書等の写し</p> <p>(4) 別表に定める図書</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 事業者は、前項の規定より市長と協議した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、事前協議変更申出書（別記第4号様式）に前項各号に掲げる書類のうち変更の内容を明らかにするものを添えて市長に提出し、市長と協議するものとする。</p> <p>3 市長は、前各項の事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書（別記第5号様式）により、当該事業者へ通知するものとする。</p> <p>（説明会の開催）</p> <p>第7条 事業者は、前条第1項の規定による事前協議申出書の提出をする前に、事業計画その他太陽光発電設備設置事業の実施に係る事項について当該事業区域の地域住民（市長が別に定める範囲に限る。）に対し説明を行うための説明会を開催するものとする。</p> <p>2 事業者は、前条第2項の規定による事前協議変更申出書の提出をする前に、協議した内容の変更に係る事項について、説明会を開催するものとする。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。</p>

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）
<p>(1) 太陽光発電設備の出力の縮小 (2) 事業区域の面積の縮小 (3) その他市長が認める軽微な変更</p> <p>3 事業者は、前各項の説明会において事業計画に対する要望、意見等があったときは、誠意をもって対応し、地域住民等との合意形成に努めなければならない。</p> <p>（標識の設置）</p> <p>第11条 事業者は、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示するものとする。</p>	<p>（標識）</p> <p>第5条 条例第11条の規則で定める標識は、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成29年3月資源エネルギー庁）に基づく事業計画の内容を記載した標識とする。</p>	<p>(1) 太陽光発電設備の出力の縮小 (2) 事業区域の面積の縮小 (3) その他市長が認める軽微な変更</p> <p>3 事業者は、前各項の説明会において事業計画に対する要望、意見等があったときは、誠意をもって対応し、地域住民等との合意形成に努めなければならない。</p> <p>（標識の設置）</p> <p>第8条 事業者は、事業区域内の公衆の見やすい場所に、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成29年3月資源エネルギー庁）に基づき、事業計画の内容を記載した標識を掲示するものとする。</p> <p>（太陽光発電設備の設置に慎重な検討が必要な区域等）</p> <p>第9条 事業者は、次の各号に係る区域等において太陽光発電設備設置事業を計画するときは、関係法令等を遵守するとともに、関係機関との調整を行うものとする。</p> <p>(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく特別地域及び普通地域 (2) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林及び地域森林計画の対象となっている民有林 (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域 (4) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地 (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に</p>

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）
<p>（太陽光発電設備の設置に当たり配慮すべき事項等）</p> <p>第12条 事業者は、災害の拡大防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心を確保するため、太陽光発電設備の設置に当たっては、規則で定める事項について十分配慮するものとする。</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>第6条 条例第12条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める防災及び安全に係る事項</p> <p>ア 盛土及び切土面の保護 擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などにより、法面の保護対策を講じること。</p> <p>イ 崖地対策 崖地の近隣に太陽光発電設備を設置する場合は、崖肩からの離隔、崖肩沿いの排水その他の崖地の崩落対策を講じること。</p> <p>ウ 湧水対策 湧水がある場合は、地下排水管の設置その他の適切な措置を講じること。</p>	<p>基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</p> <p>(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>(7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、千葉県文化財保護条例（昭和30年条例第8号）又は大網白里市文化財の保護に関する条例（昭和51年条例第9号）に基づく指定を受けた文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地</p> <p>(8) 大網白里市緑の基本計画に基づく保全すべき特に重要な緑地</p> <p>（太陽光発電設備設置事業の実施に当たり配慮すべき事項等）</p> <p>第10条 事業者は、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心を確保するため、太陽光発電設備設置事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項について十分配慮するものとする。</p> <p>(1) 防災及び安全に係る次の事項</p> <p>ア 盛土及び切土面の保護 擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などにより、法面の保護対策を講じること。</p> <p>イ 崖地対策 崖地の近隣に太陽光発電設備を設置する場合は、崖肩からの離隔、崖肩沿いの排水その他の崖地の崩落対策を講じること。</p> <p>ウ 湧水対策 湧水がある場合は、地下排水管の設置その他の適切な措置を講じること。</p>

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）
	<p>エ 軟弱地盤対策 地盤に係る調査を行い、地盤改良の実施その他の適切な措置を講じること。</p> <p>オ 土砂崩れ対策 土砂災害が発生するおそれのある地域に太陽光発電設備を設置する場合は、擁壁の設置その他の安全上適切な措置を講じること。</p> <p>カ 雨水排水対策 降雨量等から想定される雨水を有効に排水するため、別表第3に掲げる基準に基づき、排水路の改修、調整池の設置その他の適切な措置を講じること。</p> <p>キ 天然ガス対策 工事（太陽光発電施設設備の設置に係る工事をいう。以下同じ。）の施工前に試掘を行い、天然ガスの湧出を確認した場合は、適切な措置を講じること。</p> <p>(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める生活環境への配慮に係る事項</p> <p>ア 騒音対策 工事車両の通行その他の工事の施工に伴う騒音又は振動について市又は地域住民等から要請があったときは、適切な対策を講じ、又パワーコンディショナー等の附属する設備は、近隣の住宅地や道路等からの距離を確保する等、当該設備による騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。</p> <p>イ 除草対策 除草剤等を散布する場合は、事前</p>	<p>エ 軟弱地盤対策 地盤に係る調査を行い、地盤改良の実施その他の適切な措置を講じること。</p> <p>オ 土砂崩れ対策 土砂災害が発生するおそれのある地域に太陽光発電設備を設置する場合は、擁壁の設置その他の安全上適切な措置を講じること。</p> <p>カ 雨水排水対策 降雨量等から想定される雨水を有効に排水するため、排水路の改修、調整池の設置その他の適切な措置を講じること。</p> <p>キ 工事の施工に係る安全の確保 工事車両の通行及び工事の施工に当たっては、安全を十分に確保し、本市又は地域住民から安全の確保に係る要請があったときは、これに誠意をもって対応するほか、工事中の土砂の流出及び粉じんの飛散に対する対策として、必要に応じて排水処理施設、防じんネットの設置その他の適切な措置を講じること。</p> <p>(2) 生活環境への配慮に係る次の事項</p> <p>ア 騒音対策 工事車両の通行その他の工事の施工に伴う騒音又は振動について本市又は地域住民から要請があったときは、適切な対策を講じること。</p> <p>イ 除草対策 除草剤等を散布する場合は、事前</p>

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）
	<p>に散布の日時等を地域住民等に周知するとともに、飛散を防止するための適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 緩衝帯の設置 太陽光発電設備による騒音及び振動の影響を緩和するため、別表第4に掲げる幅の緑地その他の緩衝帯を事業区域内の周囲にそって設けること。</p> <p>エ 太陽光パネルの反射光対策 事前に地域住民等の理解を得るとともに、必要に応じて、低反射パネルの採用、太陽光パネルの傾きの調整等の対策を講じること。</p> <p>(3) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める景観への配慮に係る事項</p> <p>ア 太陽光パネルの高さ制限 太陽光パネルの高さは地盤面から2.0メートル未満とすることただし、営農型太陽光発電設備はこの限りでない。</p> <p>イ 植栽等による対策 景観への配慮が必要な地域に太陽光発電設備を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、植栽等による対策を講じるものとする。</p> <p>ウ 太陽光パネルの色彩等の対策 太陽光パネルは、周囲と調和した、できる限り目立たない色彩とすること。</p> <p>エ 山並み、眺望等に係る対策 尾根線上、丘陵地又は高台に太陽光発電設備を設置する場合は、周辺の景観と調和するように配慮すること。</p> <p>(4) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める工</p>	<p>に散布の日時等を地域住民等に周知するとともに、飛散を防止するための適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 緩衝帯の設置 太陽光発電設備による騒音及び振動の影響を緩和するため、緑地その他の緩衝帯を設けること。</p> <p>エ 太陽光パネルの反射光対策 事前に地域住民の理解を得るとともに、必要に応じて、低反射パネルの採用、太陽光パネルの傾きを調整する等の対策を講じること。</p> <p>(3) 景観への配慮に係る次の事項</p> <p>ア フェンス、植栽等による対策 景観への配慮が必要な地域に太陽光発電設備を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、フェンス、植栽等による対策を講じるものとする。</p> <p>イ 太陽光パネルの色彩等の対策 太陽光パネルは、周囲と調和した、できる限り目立たない色彩とすること。</p> <p>ウ 山並み、眺望等に係る対策 尾根線上、丘陵地又は高台に太陽光発電設備を設置する場合は、周辺の景観と調和するように配慮すること。</p>

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）
<p>2 事業者は、太陽光発電設備の工事期間中は、当該工事現場の公衆の見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事予定期間等を表示するものとする。</p> <p>（適切な維持管理）</p> <p>第13条 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全に支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう規則で定める適切な維持管理を行うものとする。</p>	<p>事中の安全確保に係る事項</p> <p>ア 工事車両の道路使用 工事車両等は生活道路を極力通行しないこととし、やむを得ず通行する場合は、交通誘導員を配置するとともに、工事中の損傷等の補修を行うこと。</p> <p>イ 土砂流出等の対策 工事の施工に当たっては、安全を十分に確保し、市又は地域住民等から安全の確保に係る要請があったときは、これに誠意をもって対応するほか、工事中の土砂の流出及び粉じんの飛散に対する対策として、必要に応じて排水処理施設、防じんネットの設置その他の適切な措置を講じること。</p> <p>（適切な維持管理）</p> <p>第7条 条例第13条の規則で定める適切な維持管理は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 太陽光発電設備及び敷地については、定期的に保守点検を行うものとし、機器の故障その他の問題が発生したときは、速やかに対処し、適切な維持管理に努めること。</p> <p>(2) 太陽光発電設備の区域内に発電事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないようにフェンスの設置及び施錠等の安全対策を講じること。</p>	<p>2 事業者は、太陽光発電設備の設置工事期間中は、当該工事現場の見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間等を表示するものとする。</p> <p>（太陽光発電設備の設置後の適切な維持管理等）</p> <p>第11条 事業者は、次の各号に定めるところにより、太陽光発電設備の設置後の適切な維持管理をし、災害、機器の故障等が発生した場合の適切な対処をするものとする。</p> <p>(1) 太陽光発電設備及び敷地の適切な維持管理は、次に定めるところによる。</p> <p>ア 太陽光発電設備及び敷地については、定期的に保守点検を行うものとし、機器の故障その他の問題が発生したときは、速やかに対処し、適切な維持管理に努めること。</p> <p>イ 第三者が事業区域内に侵入しないようにフェ</p>

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）
<p>(地位の承継)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定による事前協議を行った事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 地位を承継した者は、速やかに第11条に定める標識を設置しなければならない。</p> <p>(事業の廃止)</p> <p>第15条 事業者は、太陽光発電事業を廃止するとき</p>	<p>(3) 太陽光発電設備の区域内は定期的に除草や清掃に努めること。</p> <p>(4) 太陽光発電設備の破損、騒音の発生、雨水の流出その他の周辺の環境に影響を及ぼす状況が発生したときは、適切な対策を速やかに講じること。</p> <p>(5) 落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生したときは、速やかに現地を確認し、機器等の異常又は太陽光発電設備に起因すると認められる異常が発見されたときは、適切な対策を速やかに講じること。</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第8条 条例第14条第1項の規定による届出は、承継届出書（別記第 号様式）により行うものとする。</p> <p>(事業の廃止)</p> <p>第9条 条例第15条第1項の規定による届出は、廃</p>	<p>ンス、植栽等による対策を講じること。</p> <p>ウ 太陽光発電設備の破損、騒音の発生、雨水の流出その他の周辺の環境に影響を及ぼす状況が発生したときは、適切な対策を速やかに講じること。</p> <p>(2) 落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生したときは、速やかに現地を確認し、機器等の異常又は太陽光発電設備に起因すると認められる異常が発見されたときは、適切な対策を速やかに講じること。</p> <p>(3) 太陽光発電設備設置事業の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去し、及び廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）並びに太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（平成28年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）に基づき適正に処理すること。</p>

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）
<p>者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言することができる。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 事業者が第9条第1項又は第2項の規定による協議をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。</p> <p>(2) 事業者が第10条第1項又は第2項に規定する説明会を開催せず、地域住民等に対する誠意ある対応を怠ったとき。</p> <p>(3) 事業者が第13条の規定による維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(4) 事業者が第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(5) 事業者が前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかったとき。</p> <p>3 事業者は、前各項に規定する指導、助言又は勧告を受けた場合は、当該指導、助言又は勧告により講じた措置の内容について、速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>（公表）</p> <p>第19条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。</p>	<p>は太陽光発電事業指導、助言通知書（様式第 号）により行うものとする。</p> <p>2 条例第18条第2項に規定する勧告は太陽光発電事業改善勧告書（様式第 号）により行うものとする。</p> <p>3 条例第18条第3項に規定する報告は太陽光発電事業改善報告書（様式第 号）により行わなければならない。</p> <p>（公表）</p> <p>第12条 条例第19条第1項に規定する公表は、大網白里市公告式条例（昭和29年条例第1号）の規定による提示その他市長が適当と認める方法によるものとする。</p> <p>（弁明の機会の付与）</p>	

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）
<p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見を求めなければならない。</p> <p>（国又は県への通知）</p> <p>第20条 市長は、前条第1項の規定により公表を行った場合は、関係資料を添えて、当該公表の内容及び事実を国又は県へ通知することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、第18条の規定による指導、助言及び勧告の内容及び事実を国又は県へ通知することができる。</p> <p>（事業者が所在不明になった場合等）</p> <p>第21条 事業者が所在不明となり又はその組織を解散した場合において、土地所有者等が事業者と異なるときは、当該土地所有者等を事業者とみなして、第13条、第15条から20条までの規定を適用する。</p> <p>（委任）</p> <p>第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年1月1日以後工事に着手する太陽光発電設備設置事業から適用する。</p>	<p>第13条 条例第19条第2項の規定による意見を求める場合は、大網白里市行政手続条例（平成11年条例第3号）第3章第3節に規定する弁明の機会の付与の例によるものとする。</p> <p>（補則）</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 このガイドラインは、平成30年4月1日から施行し、同年7月1日以後工事に着手する太陽光発電設備設置事業から適用する。</p> <p>附 則（令和3年3月31日）</p>

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）							
<p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日前に大網白里市太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン第6条第1項の規定による事前協議又は第7条第1項の規定による地域住民等説明会が開始されている太陽光発電設備設置事業については、条例第12条及び第14条の規定による手続きを除き、なお従前の例による。</p> <p>別表第1（第6条第1項）</p> <table border="1" data-bbox="62 560 728 997"> <tr> <td data-bbox="62 560 728 703">1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="62 703 728 799">2 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="62 799 728 895">3 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林</td> </tr> <tr> <td data-bbox="62 895 728 997">4 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく特別地域</td> </tr> </table> <p>別表第2（第7条第1項）</p> <table border="1" data-bbox="62 1098 728 1479"> <tr> <td data-bbox="62 1098 728 1289">1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="62 1289 728 1433">2 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="62 1433 728 1479">3 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく浸</td> </tr> </table>	1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域	2 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域	3 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林	4 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく特別地域	1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	2 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域	3 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく浸		<p>このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。</p>
1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域									
2 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域									
3 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林									
4 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく特別地域									
1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域									
2 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域									
3 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく浸									

条例（素案）	規則（素案）	ガイドライン（現行）																								
<p>水想定区域</p> <p>4 千葉県建築基準法施行条例第4条に基づくがけ</p> <p>5 大網白里市緑の基本計画に基づく保全すべき特に重要な緑地</p>																										
<p>別表第3（第8条第1項）</p> <p>1 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく地域森林計画の対象となっている民有林</p> <p>2 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地（営農型太陽光発電設備を除く。）</p> <p>3 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、千葉県文化財保護条例（昭和30年条例第8号）又は大網白里市文化財の保護に関する条例（昭和51年条例第9号）に基づく指定を受けた文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地</p> <p>4 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく普通地域</p>	<p>別表第1（第3条第1項第6号）</p> <table border="1" data-bbox="752 1091 1424 1474"> <thead> <tr> <th>図書の種類</th> <th>縮尺</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位置図</td> <td>2,500分の1程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現況図</td> <td>2,500分の1以上</td> <td>・地形、事業区域、道路名称、高低差、竹木等の状況を記入</td> </tr> <tr> <td>土地利用計画図</td> <td>1,000分の1以上</td> <td>・地形、事業区域、道路名称を記入</td> </tr> </tbody> </table>	図書の種類	縮尺	備考	位置図	2,500分の1程度		現況図	2,500分の1以上	・地形、事業区域、道路名称、高低差、竹木等の状況を記入	土地利用計画図	1,000分の1以上	・地形、事業区域、道路名称を記入	<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1447 1139 2119 1474"> <thead> <tr> <th>図書の種類</th> <th>縮尺</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位置図</td> <td>2,500分の1程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現況図</td> <td>2,500分の1以上</td> <td>・地形、事業区域、道路名称、高低差、竹木等の状況を記入</td> </tr> <tr> <td>土地利用計画</td> <td>1,000分の1</td> <td>・地形、事業区域、道路</td> </tr> </tbody> </table>	図書の種類	縮尺	備考	位置図	2,500分の1程度		現況図	2,500分の1以上	・地形、事業区域、道路名称、高低差、竹木等の状況を記入	土地利用計画	1,000分の1	・地形、事業区域、道路
図書の種類	縮尺	備考																								
位置図	2,500分の1程度																									
現況図	2,500分の1以上	・地形、事業区域、道路名称、高低差、竹木等の状況を記入																								
土地利用計画図	1,000分の1以上	・地形、事業区域、道路名称を記入																								
図書の種類	縮尺	備考																								
位置図	2,500分の1程度																									
現況図	2,500分の1以上	・地形、事業区域、道路名称、高低差、竹木等の状況を記入																								
土地利用計画	1,000分の1	・地形、事業区域、道路																								

条例（素案）	規則（素案）			ガイドライン（現行）		
			<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備、排水施設、植栽、柵等の計画を記 	画図	以上	名称を記入 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備、排水施設、植栽、柵等の計画を記
	太陽光発電設備構造図		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の構造（立面）等 			
	土地造成計画平面図	1,000分の1以上		土地造成計画平面図	1,000分の1以上	
	土地造成計画断面図（縦断面図、横断面図）	1,000分の1以上		土地造成計画断面図（縦断面図、横断面図）	1,000分の1以上	
	排水施設計画図、経路図、構造図	1,000分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及び放流先までの排水施設、経路、排水施設の構造等を記入（土地利用計画図で記入している場合は不要） 	排水施設計画図	1,000分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及び放流先までの排水施設、経路、排水施設の構造等を記入（土地利用計画図で記入している場合は不要）
	別表第2（第4条）					
	種別	周知事項				
	太陽光発電事業に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 ・事業者名（住所、連絡先等） ・工事施工業者名（住所、連絡先等） ・事業区域（所在地、面積等） ・発電事業の内容（発電出力、年間発電量等） ・事業実施の期間 ・事業計画の認定 				
	太陽光発電設	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の位置、範囲 ・パネル、緩衝帯等の配置計画 				

条例（素案）	規則（素案）		ガイドライン（現行）
	備の設置に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル等の構造 ・土地造成の計画 ・排水施設の計画 ・安全柵の計画（配置や高さ、構造） 	
	工事施工に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の期間、作業時間 ・工事車両の経路 ・工事の安全対策 ・工事の騒音対策 	
	生活環境への配慮に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音による影響、対策 ・電波障害による影響、対策 ・反射光による影響、対策 ・景観への影響、対策 	
	運用、管理に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検の計画 ・維持管理の計画 ・災害への対応 ・異常、破損、事故等への対応 ・事業終了後の撤去、処分計画 	
	別表第3（第6条第1号カ）		
	排水路の改修	<p>排水施設の断面は（ア）により算定される雨水流出量（Q）の1.2倍以上の排水が可能であること。</p> <p>排水施設の流量（Q1）は（イ）により算定され、流速は原則として（ウ）マニング式により求められていること。</p>	

条例（素案）	規則（素案）		ガイドライン（現行）																
	<p>(ア) 雨水流出量の算定</p> $Q = 1 / 360 \times C \times I \times A$ <p>Q : 雨水流出量 (m³/sec) C : 流出係数 I : 降雨強度 (mm/h) A : 集水区域面積 (ha)</p> <p>(イ) 排水施設の流量の算定</p> $Q_1 = a \times V$ <p>Q₁ : 流量 (m³/sec) a : 通水断面積 (m²) V : 流速 (m/sec)</p> <p>(ウ) 平均流速の算定 (マニング式)</p> $V = 1 / n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$ <p>n : 粗度係数 R : 径深 (m) = A / p A : 流水断面積 (m²) p : 潤辺長 (m) I : 水路勾配</p>																		
	流出係数 (C)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="904 1003 1176 1050">太陽光パネル等</td> <td data-bbox="1176 1003 1426 1050">0.90～1.00</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 1050 1176 1096">屋根</td> <td data-bbox="1176 1050 1426 1096">0.85～0.95</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 1096 1176 1142">道路</td> <td data-bbox="1176 1096 1426 1142">0.80～0.90</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 1142 1176 1189">水面</td> <td data-bbox="1176 1142 1426 1189">1.00</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 1189 1176 1235">間地</td> <td data-bbox="1176 1189 1426 1235">0.10～0.30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 1235 1176 1281">芝、樹木の多い公園</td> <td data-bbox="1176 1235 1426 1281">0.05～0.25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 1281 1176 1327">勾配のゆるい山地</td> <td data-bbox="1176 1281 1426 1327">0.20～0.40</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 1327 1176 1374">勾配の急な山地</td> <td data-bbox="1176 1327 1426 1374">0.40～0.60</td> </tr> </table>	太陽光パネル等	0.90～1.00	屋根	0.85～0.95	道路	0.80～0.90	水面	1.00	間地	0.10～0.30	芝、樹木の多い公園	0.05～0.25	勾配のゆるい山地	0.20～0.40	勾配の急な山地	0.40～0.60	
太陽光パネル等	0.90～1.00																		
屋根	0.85～0.95																		
道路	0.80～0.90																		
水面	1.00																		
間地	0.10～0.30																		
芝、樹木の多い公園	0.05～0.25																		
勾配のゆるい山地	0.20～0.40																		
勾配の急な山地	0.40～0.60																		
	降雨強度	降雨強度は10年に一度の確率とし、千																	

条例（素案）	規則（素案）		ガイドライン（現行）
	(I)	<p>千葉県林地開発許可審査基準及び千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引を参考として算出する。</p>	
	管理者の協議	<p>雨水を既存の水路又は河川等へ放流する場合は、放流先水路、河川の施設管理者及び水利組合等と協議を行うこと。</p>	
	調整池の設置その他の適切な措置	<p>排水流末を他の排水施設に接続することが困難又は接続する排水施設の能力が不足する場合は千葉県林地開発許可審査基準及び千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引を参考に算出し調整池の設置その他適切な措置を講じること。</p>	
	別表第4（第6条第2号ウ）		
	事業区域面積	緩衝帯の幅	
0.3ヘクタール未満	1.0メートル以上		
0.3ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	2.0メートル以上		
1.0ヘクタール以上	3.0メートル以上		